

市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて

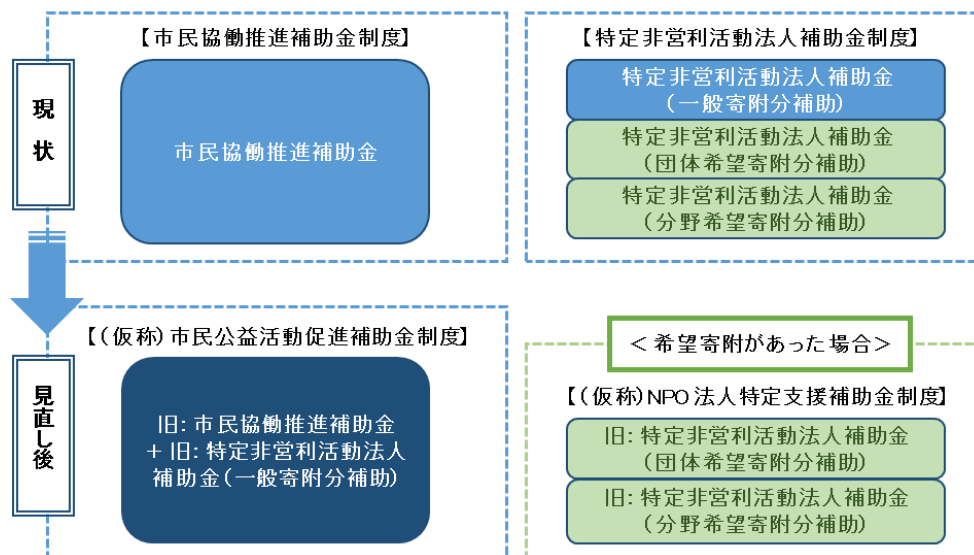
1 これまでの経過と今後の予定

| 時 期 | 内 容 |
|--|--|
| 平成 29 年 4 月 14 日 ▼第 1 回審議会【諮問】 | 市長から審議会に対して、市民公益活動を対象とする補助金制度の見直しについて諮問。 当該補助金制度の望ましい見直しの方向性に向けて検討。 その結果、見直しの方向性（案）に対する否定的意見はなかったため、第 2 回審議会に向けて、具体的実施（案）について事務局で再検討することとなる。 |
| 平成 29 年 8 月 5 日 ▼第 2 回審議会 | 第 1 回の委員意見を踏まえた制度体系（案）の検討。 再編する、（仮称）市民公益活動促進補助金制度の仕組み（案）について議論を行い、第 3 回審議会に向けて事務局で再検討することとなる。 |
| 平成 30 年 1 月 29 日 ▼第 3 回審議会 | 第 2 回の委員意見を踏まえた（仮称）市民公益活動促進補助金制度の実施方法（案）及び運用方法の検討。 |
| 平成 30 年 5 月 ▼平成 30 年度 第 1 回審議会【答申】 | 答申（案）の検討。 |

※平成 31 年度事業（平成 30 年度中に募集・審査を行うもの）に対する補助金から制度を開始する。

2 見直し前後の制度体系

- (1) 既存の補助金制度を「（仮称）市民公益活動促進補助金」に再編する。
- (2) 特定の団体・分野への支援を希望する寄附があった場合は、現状の特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分補助）と同様の仕組みにより、対象の NPO 法人に補助金をして交付する。なお、名称を「（仮称）NPO 法人特定支援補助金」に改める。



3 (仮称) 市民公益活動促進補助金における補助を受けられる回数 (案)

(1) 限られた予算の中で、より多くの団体を支援するためには一定の合理的な制限が必要であることから、補助の回数は、同一団体で通算3回までとする。

(2) 制度移行後は、従前の市民協働推進補助金および特定非営利活動法人補助金一般寄附分における団体としての交付回数を引き継ぐものとする。

(3) 平成31年度の制度開始時点で、市民協働推進補助金または特定非営利活動法人補助金一般寄附分を通算3回以上受けている団体は、(仮称)市民公益活動促進補助金の申請を行えないものとする。

ただし、平成30年度交付団体への経過措置として、その団体が過去に通算3回以上の交付を受けていた場合でも、当該事業における交付回数が通算3回に達していない場合に限り、同一事業において3回まで補助を受けられることとする。

4 (仮称) 市民公益活動促進補助金制度の実施方法 (案)

(1) 審査

- ① 審査における公開プレゼンテーションは、原則として、補助希望額の高い団体から最大10団体程度について行うこととし、参加団体は審議会が指名することとする。
- ② 公開プレゼンテーションを行わない団体については、書類審査のみとする。
- ③ 審査方法(得点の集計方法、最低基準点)は、平成30年度市民協働推進補助金に準ずるものとする。

(2) 活動報告

- ① 活動報告会は、最大10団体程度について行うこととし、参加団体は審査における公開プレゼンテーションに出席していない団体を中心に審議会が指名することとする。
- ② 原則、指名とするが、団体が活動報告会への参加を希望する場合は、できる限り意向を尊重することとする。

5 (仮称) 市民公益活動促進補助金制度の審査基準 (案)

| 審査項目 | 配点(評価) |
|--|-----------------------|
| ア 社会性の高い公益活動であること | 16点：非常に高い |
| | 12点：どちらかという和高い |
| | 8点：普通 |
| | 4点：どちらかという和低い |
| | 0点：非常に低い |
| イ 事業実施による効果が期待できること <small><参考>H30 まで 事業計画の手段に社会的相当性があり、 効果が期待できること</small> | 8点：非常に効果が期待できる |
| | 6点：どちらかという和効果が期待できる |
| | 4点：普通 |
| | 2点：どちらかという和効果が期待できない |
| | 0点：全く効果が期待できない |
| ウ 市民公益活動としての特性が活かされていること | 8点：非常に活かされている |
| | 6点：どちらかという和活かされている |
| | 4点：普通 |
| | 2点：どちらかという和活かされていない |
| | 0点：全く活かされていない |
| エ 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること | 8点：非常に客観性・現実性がある |
| | 6点：どちらかという和客観性・現実性がある |
| | 4点：普通 |
| | 2点：どちらかという和客観性・現実性がない |
| | 0点：全く客観性・現実性がない |
| オ 広くボランティアが参加できるような活動であること <small><参考>H30 まで ボランティアの適切な活用が期待できること</small> | 8点：非常に参加が期待できる |
| | 6点：どちらかという和参加が期待できる |
| | 4点：普通 |
| | 2点：どちらかという和参加が期待できない |
| | 0点：全く参加が期待できない |

※ 網掛けは、現行の市民協働推進補助金制度の審査基準から変更した部分

6 補助金制度の名称 (案)

(1) (仮称) 市民公益活動促進補助金制度

- ① 市民公益活動促進補助金
- ② よこすか元気ファンド補助金
- ③ 市民協働推進補助金 (現行の名称)
- ④ その他

(2) (仮称) NPO 法人特定支援補助金制度

- ① NPO 法人特定支援補助金
- ② その他

第2回市民協働審議会の委員意見とその対応

| | 委員意見 | 対応 |
|---|--|---|
| 1 | 審査における公開プレゼンテーションへの参加が金額と連動するところに多少抵抗感がある。 | 毎年の応募企画数にばらつきがあることも踏まえ、審査における公開プレゼンテーションへの出席については、プレゼンテーションできる最大団体数を設定して、審議会が指名することとし、実施方法（案）を修正した。 |
| 2 | 申請額実績や公開プレゼンテーション所要時間との兼ね合いはあるが、書類審査のみの上限を20万円とするのは金額が大きすぎる。 | |
| 3 | 公開プレゼンテーションの有無について、金額で線を引くのであれば、現行制度に揃えた申請額10万円が一つの基準となるのではないか。 | |
| 4 | 補助希望額が少額の場合に、審査における公開プレゼンテーションへの出席を省略するとしても、時間の都合上、あと数団体程度なら呼べる、ということであれば、審議会から指名するというのはいかがか。 | |
| 5 | 申請回数・金額にかかわらず、審査または報告のどちらかは団体に発表をしてほしい。毎年成長や衰退などを確認できることが重要であり、書類のやりとりのみで知らない間に3年間終わってしまうのはよくない。 | 活動報告会に出席し、補助金の使途を市民に報告する必要があることを団体に意識してもらいたい一方、団体の負担軽減についても勘案し、審査における公開プレゼンテーションに参加しなかった団体を中心に、審議会が指名することとし、実施方法（案）を修正した。 |
| 6 | たとえ少額であっても原資が公金であることに変わりない。事業実施後に、補助金の使途を市民に報告する必要がある、ということを団体に意識してもらうことが重要。 | |
| 7 | 活動報告会は、団体の活動をアピールして活動の賛同者を増やしてもらう目的があることを団体に対して知らせる必要がある。 | |